

# 令和7年度 第12回豊後大野市農業委員会総会議事録

## 【会議の概要】

- 1 日 時 令和8年3月16日(月)午後2時00分～午後3時55分
- 2 場 所 市役所本庁4階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員(12名)、欠席委員(3名)

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生 祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	○
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本 みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	×	9	渡邊 丸美	×	14	三代 忠佑	×
	5	小野 不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局職員等(6名)

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員(2名)、農業振興課(2名)

- 4 議事録署名委員の指名 7番 山崎 淳三 12番 小野 末芳

## 5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 6 議 事

- (1) 議案第66号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第67号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について
- (3) 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第69号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第70号 現況証明(非農地証明)について

事務局長（総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は 12 名。

豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、会長が進行 ～

日程 1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程 2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定により、次の委員を指名。  
7 番委員、12 番委員

日程 3

報告事項

◆会長報告及び各種報告

議 長 前回定例総会から本日までの経過の報告。(資料に基づき説明)  
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程 4

議 事

◆議案第 66 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて

議 長 本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長 提出者の説明が終わりました。  
ここで、番号 1 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を 1 番委員にお願いします。

1 番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。

議案第 66 号の案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 66 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」は「意見なし」として市に報告します。

**◆議案第 67 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画(案)について**

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議長 提出者の説明が終わりました。  
本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

本件については特に意見がありませんので、「議案第 67 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積 等促進計画(案)について」は「意見なし」として市に報告します。

(農業振興課職員 退席)

**◆議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について**

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 10 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番と 5 番の案件を 12 番委員に、番号 6 番の案件を 10 番委員に、番号 7 番の案件を 1 番委員に、番号 8 番の案件を 11 番委員に、番号 9 番と 10 番の案件を 5 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

12 番委員  
10 番委員  
1 番委員  
11 番委員  
5 番委員

議長 地区審査会の報告が終わりました。  
議案第 68 号の 10 案件についてこれより質疑を許可します。

5 番委員 3 番の農地の売買金額について、説明を求めます。

議 長 本件について、委員からの説明を求めます。

12 番委員 周囲が住宅地のため、この金額になったと思われませんが、畑として維持をしていくという計画です。

議 長 他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 68 号の 10 案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 68 号の 10 案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番の案件について、地区審査会の報告を求めます。  
番号 1 番の案件を 1 番委員にお願いします。

1 番委員 (地区審査結果の報告)※左記委員順に報告  
審査の結果、許可基準に問題ないと認められました。

議 長 地区審査会の報告が終わりました。  
議案第 69 号の案件についてこれより質疑を許可します。

6 番委員 本案件について、地区審査会では意見がでましたか？

議 長 本件は、既に農業振興地域からの除外が済んでいたものの、資金不足により、事業が止まっていたものです。所有者、耕作者の意向もあり、資金についても目途がたち、許可基準も満たしていると判断されました。

2 番委員 第 2 種農地ということですが、周りの農地に影響はないでしょうか？

議 長 周囲の状況は、原野、山林であり、他の農地への影響はないと思われま

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 69 号の案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。

これから採決します。議案第 69 号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

「議案第 69 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

なお、この案件は 3,000 m<sup>2</sup>を超える転用案件ですので、県の常設委員会で審議され、その答申を受けたあとで許可となります。

◆議案第 70 号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番から 15 番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。

番号 1 番から 6 番の案件を 2 番委員に、番号 7 番の案件を 1 番委員に、番号 8 番から 12 番の案件を 13 番委員に、番号 13 番の案件を 11 番委員に、番号 14 番の案件を 7 番委員に、番号 15 番の案件を 5 番委員にお願いします。

(地区審査結果の報告)※左記委員順に報告

2 番委員  
1 番委員  
13 番委員  
11 番委員  
7 番委員  
5 番委員

調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第 70 号の 15 案件について、これより質疑を許可します。

2 番委員

15 番の案件について、詳細な説明を求めます。

議 長

本件について、委員からの説明を求めます。

5 番委員

長谷共同組合が、倉庫を作って、周辺の農家が共同で管理していましたが、現在は使われていません。その周囲の土地も利用がなく、荒廃しているため、今回申請されました。

議 長

他にございませんでしょうか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。

議案第 70 号の 15 案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。

これから採決します。議案第 70 号の 15 案件について、原案のとおり証明することに賛

成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 70 号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

日程 5  
その他

議 長 その他の項について、事務局から説明をお願いします

(事務局) (次回定例会の開催日時等の事務連絡)

議 長 本件について、ご意見はございませんか。

《意見・質疑なし》

無いようですので、これをもちまして、令和 7 年度第 12 回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。

豊後大野市農業委員会会議規則第 20 条の規定による議事録書名については、原本による。